

令和7年度沖縄空手ユネスコ登録推進事業委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度沖縄空手ユネスコ登録推進事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

沖縄が世界に誇る伝統文化である空手のユネスコ無形文化遺産登録（以下「ユネスコ登録」という。）に必要な調査・研究並びに県民及び空手関係者等の気運醸成に向けた取組を通じて、沖縄空手の精緻な技と平和を希求し礼節を尊ぶ精神性を次世代に正しく保存・継承するとともに、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に広く発信する。

4 委託業務の概要

主な業務は次のとおりとし、事業内容や方法等の変更が必要となった場合は、双方協議の上で取り決めるものとする。

- (1) イベント（シンポジウム等）の開催
- (2) 広報・啓発用のリーフレットや動画等の作成
- (3) ホームページによる情報発信
- (4) その他、県民や空手関係者の気運醸成に向けて実施が必要な取組
- (5) 実施計画書、支払関係帳簿及び事業完了報告書の作成

5 業務内容

県民及び空手関係者等の気運醸成に向けた沖縄空手ユネスコ登録推進協議会（以下「協議会」という。）の活動として、下記の取組を実施する。

- (1) イベント（シンポジウム等）の開催

県民及び空手関係者等におけるユネスコ登録に向けた気運醸成を図るためのイベントを実施すること（令和4～6年度に実施した生活文化に息づく「沖縄空手」の調査結果（以下「調査結果」という。）を踏まえ、沖縄空手が生活文化に溶け込んでおり、地域の伝統行事に深く根付いていることについて、広報・啓発を図るためのシンポジウム開催を想定）。

なお、イベント（シンポジウム等）の内容や登壇者等について提案すること。

- (2) 広報・啓発用のリーフレットや動画等の作成

ユネスコ登録に向けた普及・啓発を図るため、以下のとおり調査結果報告書の概要等をわかりやすくまとめたリーフレットや動画等（日・英同時表記を想定）を制作し、(1)で開催するイベント（シンポジウム等）やホームページなどでも公開でき

るようにすること。

なお、リーフレット及び動画の内容や部数（動画にあたっては時間）等について提案すること。

(3) ホームページによる情報発信

令和2年度に開設した協議会ホームページについて、保守管理及び掲載コンテンツの追加更新を行うほか、必要に応じて掲載コンテンツの追加更新における作業のマニュアル等を作成すること。

また、現行のホームページで使用されている PHP のアップグレードを行うとともに、今後も県で円滑な作業が行えるようにサイトの仕様を構築すること。

(4) その他、県民や空手関係者の気運醸成に向けて実施が必要な取組があれば提案すること。

(5) 実施計画書、支払関係帳簿及び事業完了報告書の作成

① 前記(1)～(4)の業務に係る実施計画書の作成（1部）

② 前記(1)～(4)の業務に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管・提出（1部）

③ 前記(1)～(4)の業務に係る事業完了報告書の作成・提出（印刷製本されたA4版10部及び電子ファイル一式を提出すること。）

6 委託料上限額

委託料は、7,495千円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。

7 業務の実施体制

本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。実施体制については、組織体制図を作成すること。

8 業務進捗状況及び打ち合わせ

受託者は、必要に応じて、県との連絡会議の開催またはその他の適切な方法により、業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 契約の主たる部分

- (ア) 契約金額の1／2を超える業務
- (イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (3) 再委託の相手方の制限
本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 再委託の承認
上記(1)～(3)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。
なお、以下に例示するような簡易な業務については、承認手続の例外とする場合がある。

- (ア) 資料の収集・整理
- (イ) 複写・印刷・製本
- (ウ) 原稿・データの入力及び集計

10 留意事項

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、予算や諸事情によって変更することがある。
- (2) 本仕様書に記載の無い事項並びに記載内容の変更又は詳細確認については、県と受託者との協議のうえ決定する。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、県と密接な連携のもとで取り組むものとする。

11 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本委託業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）は、沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。